



2020年8月26日

各 位

会社名 一 正 蒲 銚 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 野 崎 正 博  
(東証第一部 コード番号 2904)  
問合せ先 取締役経営企画部長 高 島 正 樹  
(TEL 025 - 270 - 7111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年9月29日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. 定款変更の目的

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり、第37条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、変更案と重複する内容について削除するとともに所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2020年9月29日(火)

定款変更の効力発生日(予定) 2020年9月29日(火)

以 上

(別 紙)

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 (新設) (新設)</p> <p>(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間) 第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。</p>	<p>第1条～第6条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第36条 (現行通り)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。</p>

以 上